

令和8-10年度福津市共働による未来創造支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年12月26日

福津市長 福井 崇郎

1 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市 市民共働部 地域コミュニティ課 市民共働推進係

電話 0940-62-5017

FAX 0940-43-9005

e-mail kyodo@city.fukutsu.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8-10年度 福津市共働による未来創造支援業務

(2) 業務内容

センターの事務局業務の一部を実施するもの。当該業務詳細については、別紙「令和7年度 福津市共働による未来創造支援業務 仕様書（以下「仕様書」という）」に定めるとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

3 参加資格要件

(1) 福岡県内に本店・支店・営業所等を有している法人であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(3) 参加表明の旨の書類提出日から契約締結日までのいずれの日においても、福津市から福津市指名停止等措置要綱（平成17年1月24日告示第6号）に基づく指名停止を受けていない者であること。ただし、福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登録されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあつ

ては再生手続開始の決定を参加表明の旨の書類提出期日以前になされている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 福津市の競争入札参加資格において、「役務」の入札参加資格を有している者であること。または入札参加資格を有することに特段の支障がない者であること。後者の場合は、以下①②③の書類を参加表明書に添えて提出した上で、市から本件の参加資格があることを確認された者とする。

①登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

※複写も可。ただし発行後、3箇月以内のものに限る。

②直近1事業年度分の財務の内容が分かる書類

※「賃借対照表」「損益計算書（若しくはそれに類するもの）」「流動資産の一覧（財産目録等）」は必須書類とする。

③税に滞納がない証明書 ※複写も可。ただし発行後、3箇月以内のものに限る。

・国税…未納税額のない証明書

・都道府県税…納税証明書の備考欄に「都道府県税に未納のない旨」の表示があるものの※支店等に委任する場合は、支店等所在の都道府県発行の支店分の証明

・市町村税…納税証明書の備考欄に「市町村税に未納のない旨」の表示があるもの
※当該市町村が「未納のない証明書」を発行していない場合に限り、納税証明書

【直近2箇年度分】でも可とする。また、支店等に委任する場合は、支店等所在の市町村発行の支店分の証明

(6) 令和5年度、令和6年度の両方又はいずれかにおいて、以下①②の業務実績をいずれも有するものとする。

①地方自治体における市民活動支援に関する拠点運営業務又はこれに類する業務

②市民活動及び共働・共創に関する支援業務又はこれに類する業務

4 実施要領等の交付期間及び方法

令和8-10年度福津市共働による未来創造支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

① 提出期限

令和8年1月26日（月）午後5時

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

1に同じ。

③ 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

（2） 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

（3） 企画提案書の提出

（2）で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

① 提出期限

令和8年2月9日（月）午後4時

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午前9時から午後4時までとする。

② 提出場所

1に同じ。

③ 提出方法

持参によること（郵送、電子メール、ファクシミリによるものは受け付けない）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（1） 参加資格要件を満たしていない場合

（2） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（3） 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（4） 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 業務委託候補者の特定

福津市共働による未来創造支援業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の業務委託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

契約期間の3箇月ごとの四分割による部分払いの後払いとする（支払いの時期、代金については、業務委託候補者を特定後、市と業務委託候補者で協議の上、決定するものとする。）。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングにて口頭で提案したことについては、契約内容に含むものとする。

(7) 業務委託候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第4参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

(8) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することがある。

(9) 業務委託候補者と業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行う。

(10) 詳細は実施要領等による。